

アイディールあんしんプラン（機器補償パック）利用規約

第1条（取扱いの準則）

プレミアムウォーター株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が指定する会員サービスの会員（以下、総称して「会員」といいます。）向けに、以下に定める「アイディールあんしんプラン利用規約」（以下、「本規約」といいます。）に基づき、「アイディールあんしんプラン」（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- 「本サービス」とは、本条2項に定義する利用者を対象とした以下の各サービスをいいます。
 - 当社から提供を受けたウォーターサーバーの瑕疵、設置不良により水濡れが起り、利用者の家屋や家財に損害を与える、当社が原状復帰の手当てが必要と認めた場合「水難お見舞金」を支払うサービス
 - ウォーターサーバーの瑕疵、設置不良、あるいは利用者の操作ミスにより、熱湯による火傷を被り、それを直接の原因として、医師が浅達性II度以上と診断した場合に「火傷お見舞金」を支払うサービス
 - ウォーターサーバーの破損又は汚損により、ウォーターサーバーとしての重要な機能を喪失し又は専用ボトルカバーを破損した場合に当該ウォーターサーバーの同等品への交換をおこなうサービス
 - 「クリーニングサービス」は、当社からのお水の出荷がなくかつ、ウォーターサーバーの利用がなかった場合、利用者のご連絡、申請によりセルフクリーニングキットを年1回1セット提供するサービス
- 「利用者」とは、会員のうち、当社に対して本サービスの利用を申し込み、当社の承諾を得た者をいいます。

第3条（申込手続き）

- 利用者の本サービスへの申込みは、当社が指定する方法によるものとし、当社がこれを承諾したことによって申込手続きが完了するものとします。利用者は、本サービスの利用に必要な情報を登録するものとします。なお、利用者が当該登録を怠ったことにより、本サービスが利用できない場合において、当社は一切責任を負わないものとします。
- 定期配達契約にご契約済みの顧客が新たに本サービス加入する場合には、当社カスタマーセンターへ連絡をおこない加入の意思を伝えた時点から保証の提供をおこないます。

第4条（本規約及び本サービスの変更、廃止）

当社は、本規約及び本サービスの全部又は一部を変更、廃止できるものとします。また、本規約及び本サービスの変更が、次条（通知の方法）に定める方法に従って利用者に通知された場合、当該通知以後、利用者には変更後の規約が適用され、また変更後の本サービスが提供されます。

第5条（通知の方法）

本規約に関する変更等の事項について、当社から利用者に対する通知の方法は、当社が指定するWebサイトへの掲示によるものとします。

第6条（料金）

1. 利用者は、本サービス利用の対価として、本規約の別紙に定める金額の料金（以下「本料金」といいます。）を当社の指定する期日・方法等に基づき支払うものとします。月額利用料金の課金は、ウォーターサーバーお届け予定日の属する月の翌々月から開始されます。なお、当社は理由の如何に関らず利用者が当社に対して既に支払った本料金を一切返還しないものとします。
2. 当社は、本料金の支払いが確認できない場合、その翌月分の料金を請求する際に、確認できない月の料金を合わせて、2か月分の料金を請求いたします。その請求分の支払いが確認できない場合には、本サービスを解除させていただきます。
3. 本サービスに加入する場合には、「水宅配サービス」をお申込みの決済と同一とし、原則としてクレジットカード決済のみとなります。
4. クレジットカード不所持の場合、特例として口座振替決済を選択できますが、そのご利用方法といたしましては、以下のとおりとさせていただきます。
 - ウォーターサーバーのお届け日を含む月の翌月末日までに口座振替手続きが完了しない場合、本サービスを自動的に解除させていただきます。なお、原則として解除の通知を当社からおこないません。
 - 口座振替による代金のお支払いが確認できなかった場合は、本条2項と同様とさせていただきます。また、原則として解除の通知を当社からおこないません。

第7条（免責）

1. 利用者が本規約に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

第8条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務を、利用者の事前の承諾又は利用者への通知をおこなうことなく、第三者に委託できるものとします。また当該委託にあたり、利用者に関する情報を提供することについて、利用者はあらかじめ同意するものとします。

第9条（保証の対象範囲等）

- 「水難お見舞金」は取扱説明書記載のどおりに操作している場合に発生した漏水事故に限ります。
- 「火傷お見舞金」の対象範囲は、利用者が個人の場合は利用者及びその同居の親族とし、法人の場合は当該法人の役員又は従業員に限るものとします。
- 「ウォーターサーバー破損補償」は、利用者（利用者が法人の場合は当該法人の役員又は従業員）若しくはお見舞金を受け取る者の故意又は重大な過失によるものを除き、当社から提供を受けたウォーターサーバーの破損又は汚損により、ウォーターサーバーとしての重要機能を喪失し、又は専用ボトルカバーを破損した場合に当該ウォーターサーバーを同等品への交換をおこないます。（cado×CLYTIA ウォーターサーバーの場合は除きます。）
- 「クリーニングサービス」は、当社からのお水の出荷がなく、かつウォーターサーバーの利用がなかった場合、利用者のご連絡、申請によりセルフクリーニングキットを年1回1セット提供いたします。
- 本サービスの適用は当該ウォーターサーバーの設置日からとします。なお、本サービスが適用されるには、本サービスの適用期間中の事故（クリーニングサービスを除く。）であり、かつ本サービスの適用期間中に第11条に定める履行の請求がなされた場合とします。また、料金の支払いが確認できないときから本サービスの利用停止までの間の本サービスの適用の扱いについては、本料金の滞納があるときは解消させるまで履行の請求を受け付けず、滞納発生時から解消される時までの事故に対しては事後に支払われても本サービスの適用はありません。

第10条（保証しない場合）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証事項の履行をしません。

- 利用者（利用者が法人の場合は当該法人の役員又は従業員）若しくはお見舞金を受け取る者の故意又は重大な過失
- 戦争、外国の武力行使、クーデターその他これらに類似の事変又は暴動
- 地震若しくは噴火又はこれらによる津波に起因する事故
- 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

第11条（事故発生時の手続）

- 利用者が保証事項の履行を請求するときは、当社の指定する方法にて申請をおこなうとともに、当社が指定する書類等を当社に対して送付するものとします。
 - 「水難・火傷お見舞金」の場合
 - 事故状況説明書兼お見舞金請求書
 - 診断書、医療機関の調査同意書（「火傷お見舞金」の場合）
 - 損害保険会社からの保険金支払通知書又は、原状回復工事費支払の領収書（「水難お見舞金」の場合）

(2) 「ウォーターサーバー破損補償」の場合

- ウォーターサーバー設置状況、本体破損状況がわかる写真及び、機器補償申請書
2. 当社は、利用者から保証事項の履行の請求を受けたときは、事故等の事実を調査することがあります
 3. 利用者が当社の調査に協力しない場合は、当社による保証事項の履行が遅延又は不能となる場合があります。

第 12 条（保証の実施）

1. 当社は、利用者から事故等の連絡を受け、必要書類等を受領したときは、速やかに保証事項を履行します。ただし、保証事項の履行の請求書類に不備があるとき、また調査が必要な場合は、当該書類不備の解消又は調査の終了の後に保証事項を履行します。

第 13 条（契約期間等）

1. 本サービスの最低契約期間は、当該ウォーターサーバーの設置日の属する月を 1 か月目として、12 か月間とし、本サービスの契約期間満了日までに、利用者から当社に対して、本サービスの利用を解約する旨の意思表示がない場合、本サービスの契約期間は自動的に同一条件で 1 年間更新されるものとし、その後も同様とします。
2. 中途解約は、当社のカスタマーセンターに連絡をおこない解約の意思表示をおこなった時点からとします。

第 14 条（利用者に関する情報の利用）

1. 当社は、本サービスに関して取得した利用者（法人の場合は、当該法人の役員又は従業員）等の一切の情報（氏名、電話番号、住所、メールアドレスを含むがこれに限らない。以下「利用者情報」という。）を、本サービスの提供に必要な範囲で利用することができるものとします。
2. 利用者は、前項の規定による他、当社が利用者情報を、以下の各号のいずれかに該当する場合において利用することにつき、あらかじめ同意するものとします。
 - (1) 当社が利用者に対して、本サービスに関する案内又は連絡をおこなうとき
 - (2) 当社が本サービスの利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し、又は第三者に提供するとき
 - (3) 法令の規定に基づき、提供するとき
3. 利用者は、当社が公式ホームページに定める個人情報保護方針に基づき、利用者情報を利用することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第 15 条（適用関係）

本規約に規定なき事項については、「水宅配サービスご利用規約」に従うものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用者及び当社は、信義誠実を旨とし両者協議の上解決す

るものとします。

2018年7月18日改定

<別添>

第2条規定の「本サービス」の内容

サービスの種類	サービス内容	適用条件
水難お見舞金	1万円	年1回まで
火傷お見舞金	浅達性II度と診断された場合	1万円 年1回まで
	深達性II度と診断された場合	3万円
	III度と診断された場合	5万円
ウォーターサーバー破損補償 (cado×CLYTIA ウォーターサーバーの場合は除きます。)	ウォーターサーバーの交換 (ご利用相当代替機)	年1回まで
クリーニングサービス	セルフクリーニングキットの提供(1セット) (中性電解水1本+通水用1本)	年1回まで(申告制)
cado×CLYTIA ウォーターサーバー専用 「3年間保証」	ウォーターサーバーの修理	本体付属の保証規定に準ずる

第6条規定の「本料金」の内容

月額：550円（税込594円）

（参考）

アイディールウォーター カスタマーセンター

0570-550-091 平日：10:00～17:30 土日祝： 10:00～17:00（年末年始を除く）

URL：<http://www.i-dealwater.jp>